

**指針、細則、自己申告書の運用要領**

I. 一般演題発表について

1. 一般演題筆頭発表者は、発表者全員分の自己申告書を取り纏め、演題登録時に自己申告する。
2. 演題登録時に自己申告書のアップロードを伴って、演題登録完了とする。
3. 所定のスライドを用いて、あるいはポスターへの記載によって利益相反状態を開示する。
4. 発表に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。

II. 特別講演、シンポジウムでの発表について

1. 演者は、演題登録時に自己申告書様式を用いて自己申告する。
2. 演題登録時に自己申告書のアップロードあるいは提出を伴って、演題登録完了とする。
3. 所定のスライドを用いて利益相反状態を開示する。
4. 発表に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。

III. 学会誌への発表について

1. 著者全員が投稿時に、自己申告書様式を用いて自己申告する。
2. 投稿に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。

IV. 理事等の役員就任について

1. 就任時に、自己申告書様式を用いて、自己申告する。
2. 申告に関して利益相反指針順守への疑義が発生した場合、その指針細則に則って対処する。

・平成 29 年 (2017 年) 3 月末の暫定施行期間終了時までに諸般の見直しを行い、同年 4 月 1 日から本格運用とする。